<u>令和6年1月30日(火曜日)</u> 千 葉 第13909号 別表 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 千 千 千 千 千 県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 土砂災害特別警戒区域の指定 (二件) 土砂災害警戒区域の指定(二件) の設定についての同意の認定 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約 救急病院の認定 教育委員会告示 千葉県公営企業の業務状況の公表 教育委員会規則 (第三条) 葉 葉 葉 葉 葉 葉 主 県立 県 県 県 県 県 名 <u>\f</u> <u>\f</u> <u>√</u> 7 要 <u>\frac{1}{2}</u> 千 千 京 千 千 千 葉 葉 葉 葉 葉 目 工 工 商 女 葉 東 業 業 業 子 高 高 高 高 高 高 次 等 称 等 等 等 等 等 学 学 学 学 学 学 校 校 校 校 校 校 全日制 全日制 全日制 全日制 全日 定時制 全日制 課 程 制 男 男 男 男 男 男 女別 女 女 女 女 女 女 女 商 普 普 理 工 情 電 電 建 設 電 機 商 情 家 普 業 通 備 令 定 学 業 子 数 報 報 科 科 シ 和 (単位 科 (単 位 機 設 ス 工 械 業 政 通 6 工 化 技 気 処 通 例 年 テ 学 学 術 業 理 械 1 ム 制) 制) 部 月 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 科 30 日 五. 八 八 七 七 \equiv 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 年 四〇 四〇 四〇 八〇 八〇 八〇 兀 八〇 に改正する。 千葉県教育委員会規則第一号 \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc 別表を次のように改める。 県立高等学校管理規則の一 県立高等学校管理規則(昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号)の一部を次のよう 令和六年一月三十日 入札公告 (二件) 特定調達公告 道路交通法に基づく一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車等に関する合意 令和六年度千葉県県立高等学校第一学年生徒募集定員 公安委員会告示 県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 == 年 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 八〇 八〇 八〇 八〇 兀 生 徒 三年 === 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 八〇 八〇 八〇 八〇 兀 教 定 員 部を改正する規則をここに公布する。 育 兀 年 委 千葉県教育委員会教育長 員 七二〇 11回〇 九六〇 二四〇 11回〇 二四〇 七二〇 九六〇 計 二八〇 __ __ __ __ $\frac{-}{\circ}$ _ 会 規 則 冨 塚 昌 子 二六 \equiv

			笋	<u>† 1</u>	3 9	0	9号	7			-	Ŧ_			葉				県				R			令	和 (5年	1 月	30	目	(火	(曜	日)
千葉県立船橋啓明高等学校	千葉県立船橋東高等学校		千葉県立薬園台高等学校				千葉県立船橋高等学校	千葉県立実籾高等学校	千葉県立津田沼高等学校	千葉県立八千代西高等学校	千葉県立八千代東高等学校			千葉県立八千代高等学校	千葉県立犢橋高等学校	千葉県立千葉西高等学校	千葉県立土気高等学校	千葉県立千葉大宮高等学校	千葉県立柏井高等学校			千葉県立幕張総合高等学校	千葉県立泉高等学校	千葉県立磯辺高等学校				千葉県立生浜高等学校	千葉県立千城台高等学校	千葉県立若松高等学校	千葉県立千葉北高等学校	千葉県立検見川高等学校	千葉県立千葉南高等学校	
全日制	全日制		全日制		定時制		全日制	全日制	全日制	全日制	全日制			全日制	全日制	全日制	全日制	通信制	全日制	専攻科		全日制	全日制	全日制			定時制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	定時制
男	男		男		男		男	男	男	男	男			男	男	男	男	男	男	男		男	男	男		,	男	男	男	男	男	男	男	男
女	女		女		女		女	女	女	女	女			女	女	女	女	女	女	女		女	女	女		ı	女	女	女	女	女	女	女	女
普通科	普	園	普	総合学科	普通科	理数科	普通科	普	普	普	普	体	家	普	普	普	普	普通科	普		看護科	総合学科	普	普	普通科・夜	普通科・午後部	普通科・午前部	普通科	普	普	普	普	普	工業科
(単位制)	通科	芸科	通科	(単位制)	(単位制)	(単位制)	(単位制)	通科		通科	通科	育科	政科	通科	通科	通科	通科	(単位制)	通科		(単位制)	(単位制)	通科	通科	夜間部 (単位制)	後部(単位制)	前部(単位制)	(単位制)	通科		通科		通科	(単位制)
	11110	四〇	二八〇	-				11110	11110	1100	二八〇	四〇	四〇	二四〇	二四〇	=======================================	二八〇		二四〇	四〇			一六〇	=======================================					11110	=======================================	=======================================	=======================================	=======================================	-
	=======================================	四〇	二八〇	-				11110	1=110	1100	=======================================	四〇	四〇	二四〇		=======================================	二八〇			四〇			一六〇	=======================================					11110	=======================================	=======================================	=======================================	=======================================	-
	=======================================	四〇	二八〇						=======================================	100	=======================================	四〇	四〇	一四〇		======	二八〇						一六〇	=====							=======================================	1110	=====	-
九六〇	九六〇		八四〇	三六〇	一六〇	7-10	九六〇	九六〇	九六〇	六〇〇	九二〇	<u>-</u>	<u> </u>	セニ〇	七二〇	九六〇	八四〇	11,000	七二〇	八〇		二、〇四〇	四八〇	九六〇	=======================================	=======================================	====	二四〇	九六〇	九六〇	九六〇	九六〇	九六〇	一六〇

令利	I 6 4	年 1	月;	30 F] (火曜	醒日))			Ŧ	-			葉			県	<u> </u>			報				第一	1 3	9 (9-	<u>号</u>			
千葉県立東葛飾高等学校	千葉県立松戸馬橋高等学校		千葉県立松戸向陽高等学校	千葉県立松戸六実高等学校			千葉県立松戸南高等学校		千葉県立松戸国際高等学校	千葉県立小金高等学校		千葉県立松戸高等学校	千葉県立浦安南高等学校	千葉県立浦安高等学校	千葉県立市川南高等学校		千葉県立市川東高等学校	千葉県立行徳高等学校	千葉県立国分高等学校	千葉県立国府台高等学校					千葉県立市川工業高等学校	千葉県立鎌ヶ谷西高等学校	千葉県立鎌ヶ谷高等学校	千葉県立船橋北高等学校	千葉県立船橋豊富高等学校	県立船橋法典高等学	千葉県立船橋古和釜高等学校	千葉県立船橋二和高等学校	千葉県立船橋芝山高等学校
全日制	全日制		全日制	全日制			定時制		全日制	全日制		全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	定時制				全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制
男	男		男	男			男		男	男		男	男	男	男	男	男	男	男	男	男				男	男	男	男	男	男	男	男	男
女	女並	垣	女	女並	並	जोर्द	女		女	女	芸	女	女並	女並	女並	女並	女並	女並	女並	女並	女		Z :h -	電	女	女並	女並	女並	女並	女並	女並	女並	女並
普	普	福祉	普	普	普通科・	普通科·	普通科・午前部	国際教養科	普通科	総合学科	云	普	普	普	普	普	普	普	普	普	工業科	イン	建	電	機	普	普	普	普	普	普	普	普
通	通	教	通	通	夜間部	午後部					術	通	通	通	通	通	通	通	通	通	単	テリ	築	気	械	通	通	通	通	通	通	通	通
科	科	養科	科	科	(単位制)	(単位制)	(単位制)	(単位制)	(単位制)	(単位制)	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	位制)	ア科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科
11110	=======================================	四〇	1100	=======================================	-						四〇	1100	一六〇	1100	二八〇	=======================================	=======================================	一六〇	=======================================	=======================================		四〇	四〇	八〇	八〇	1100	=======================================	1100	一六〇	二四〇	二四〇	二八〇	=======================================
11110	=======================================	四〇	1100	=======================================	-						四〇	1100	一六〇	1100	=======================================	11110	=======================================	一六〇	=======================================	=======================================		四〇	四〇	八〇	八〇	100	=======================================	1100	一六〇	二四〇	三四〇	=======================================	=======================================
11110	=======================================	四〇	100	=======================================							四〇	二 四 〇	一六〇	100			=======================================	一六〇	=======================================		-	四〇	四〇	八〇	八〇	二四〇	11110	一四〇	一六〇	二四〇	二四〇	11110	=======================================
九六〇	九六〇		六〇〇	九六〇		四八〇	四八〇	三六〇	六〇〇	九六〇	1110	六四〇	四八〇	六〇〇	九二〇	九六〇	九六〇	四八〇	九六〇	九六〇	一六〇	1110	110	二四〇	二四〇	六四〇	九六〇	六四〇	四八〇	七二〇	七二〇	九二〇	九六〇
اً ا	L	Ĺ	L	L	Ĺ	Ĺ	1_			L	Ĺ	L	L	<u> </u>	1	<u> </u>	Ĺ	Ĺ		1	1	Ĺ	L	L		<u> </u>	L	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>

			第	1 (3 9	0 9	9 号				Ŧ	•			葉			県	<u> </u>			報			-	和	6 年	1)	30) 目	(y	に曜	日)
千葉県立成田北高等学校		千葉県立成田国際高等学校				千葉県立成田西陵高等学校	千葉県立印旛明誠高等学校	千葉県立白井高等学校	千葉県立我孫子東高等学校	千葉県立我孫子高等学校	千葉県立関宿高等学校				千葉県立清水高等学校	千葉県立野田中央高等学校	千葉県立流山北高等学校	千葉県立流山南高等学校		千葉県立流山おおたかの森高等学校			千葉県立流山高等学校	千葉県立沼南高柳高等学校	千葉県立沼南高等学校	千葉県立柏中央高等学校		千葉県立柏の葉高等学校	千葉県立柏陵高等学校	千葉県立柏南高等学校		千葉県立柏高等学校	
全日制		全日制				全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制				全日制	全日制	全日制	全日制		全日制			全日制	全日制	全日制	全日制		全日制	全日制	全日制		全日制	定時制
男		男				男	男	男	男	男	男				男	男	男	男		男			男	男	男	男		男	男	男		男	男
女 普	F	女並	桂	<u>A</u>		女	女並	女普	女普	女並	女並	四	電	166	女	女普	女並	女並	囯	女普	桂	44	女	女並	女並	女並	桂	女	女普	女普	IH.	女普	女
首	国際科	普通科	情報	食品	土木	園	普通科	百	百	普	普	環境	電	機	食品	首	普	普	国際コミュ	百	情報	商	遠	普	普	普	情報	普	百	首	理	首	普通科
通科	(単位制)	(単位制)	処理科	科学科	造園科	芸科	(単位制)	通科	通科	通科	通科	化学科	気科	械科	科学科		通科	通科	ユニケーション科	通科	処理科	業科	芸科	通科	通科	通科	理数科	通科	通科	通科	数科	通科	(単位制)
二八〇			四〇	四〇	四〇	八〇		二四〇	二四〇	11110	<u></u>	四〇	四〇	四〇	四〇	11110	二四〇	二八〇	四〇	11110	四〇	四〇	1:10	二四〇	一六〇	11110	四〇	二四〇	=====	三六〇	四〇	二八〇	
二八〇			四〇	四〇	四〇	八〇				=======================================		四〇	四〇	四〇	四〇		二四〇	二八〇	四〇	1=1110	四〇	四〇	<u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u>		一六〇	=======================================	四〇	二八〇	=======================================	三六〇	四〇	二八〇	
二八〇			四〇	四〇	四〇	八〇	-	一回〇	一四〇	11110		四〇	四〇	四〇	四〇	11110	一四〇	11110	四 〇	=======================================	四〇	四〇	110	1回〇	1100	11110	四〇	二八〇	=======================================	三六〇	四〇	二八〇	-
八四〇	三六〇	六〇〇				二四〇	六〇〇	七二〇	七二〇	九六〇	三六〇	1110	1110	1110	1110	九六〇	七二〇	八八〇		九六〇			三六〇	七二〇	五二〇	九六〇	110	八〇〇	九六〇	一、〇八〇	1110	八四〇	=======================================

令和	164	年 1	月:	30 E] (火曜	[日])			Ŧ	-			葉			県	<u> </u>			報				第	1 3	9 (9	号			
		千葉県立東総工業高等学校			千葉県立旭農業高等学校				千葉県立銚子商業高等学校	千葉県立銚子高等学校		千葉県立多古高等学校	千葉県立小見川高等学校	千葉県立佐原白楊高等学校			千葉県立佐原高等学校	千葉県立四街道北高等学校	千葉県立四街道高等学校	千葉県立八街高等学校			千葉県立佐倉南高等学校	千葉県立佐倉西高等学校			千葉県立佐倉東高等学校		千葉県立佐倉高等学校	千葉県立富里高等学校			千葉県立下総高等学校
		全日制			全日制	定時制			全日制	全日制		全日制	全日制	全日制	定時制		全日制	全日制	全日制	全日制			定時制	全日制			全日制		全日制	全日制			全日制
		男			男	男			男	男		男	男	男	男		男	男	男	男			男	男			男		男	男			男
L±:	<u>_</u>	女		-	女	女	\ <u></u>	1#	女	女		女	女	女	女	≠ m	女	女	女	女) fr) (女	女	пп	⇒m	女	≠ m	女	女	L±:	<u> </u>	女
情報技術科	電気科	電子機械科	食品科学科	園 芸 科	畜産科	商業科(単位制)	海洋科	情報処理科	商業科	普通科	園 芸 科	普通科	普通科	普通科(単位制)	普通科(単位制)	理数	普通科	普通科	普通科	総合学科(単位制)	普通科・夜間部(単位制)	普通科・午後部(単位制)	普通科・午前部(単位制)	普通科	服飾デザイン科	調理国際科	普通科	理数科(単位制)	普通科 (単位制)	普通科	情報処理科	自動 車 科	園 芸 科
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇		四〇	四〇	一六〇	一六〇	四〇	八〇	一六〇			四〇		二四〇	11110					一六〇	四〇	四〇	一六〇			1100	四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	-	四〇	四〇	一六〇	一六〇	四〇	八〇	一六〇	-		四〇	二四〇	一四〇	=======================================	-			Ī	1100	四〇	四〇	一六〇	-		1100	四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	-	四〇	四〇	一六〇	一六〇	四〇	八〇	一六〇			四〇	一四〇	二八〇	11110	-				1000	四〇	四〇	1000	-		100	四〇	四〇	四〇
1110	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	一六〇		<u> </u>	四八〇	四八〇		二四〇	四八〇	六〇〇	一六〇	<u> </u>	七二〇	七六〇	九六〇	四八〇	一六〇	二四〇	二四〇	五六〇			五二〇		八四〇	六〇〇			110

一六〇				普通科(単位制)	女 普	男士	定時制	
四八〇	一六〇	一六〇	一六〇	通科	女普	男	全日制	千葉県立長狭高等学校
四八〇	-			総合学科(単位制)	女総	男	全日制	千葉県立大原高等学校
四八〇	一六〇	一六〇	一六〇	通	女普	男	全日制	千葉県立大多喜高等学校
	四〇	四〇	四〇	報処理科	情			
三六〇	<u>-</u>		110	業科	女商	男	全日制	1 千葉県立一宮商業高等学校
		四〇	四〇	境化学科	環			0 9
	四〇	四〇	四〇	気	電			
	四〇	四〇	四〇	子機械科	電			
110	四〇	四〇	四〇	木造園科	土			
110	四 〇	四〇	四〇	品科学科	食			
1110		四〇	四〇		女農	男	全日制	樟陽高等学.
四八〇	一六〇	一六〇	一六〇	通科	女普	男	全日制	千葉県立茂原高等学校
一六〇				通科(単位制)	女 普	男	定時制	
110				数科 (単位制)	理			
七二〇				通科 (単位制)	女普	男	全日制	葉 千葉県立長生高等学校
三六〇		<u></u>	1110	通科	女普	男	全日制	千葉県立九十九里高等学校
	四 〇	四〇	四〇	物	生			
1110	四〇	四〇	四〇	品 科 学 科	食			- 県
1110		四〇	四〇	業科	農			
1110	四〇	四〇	四〇	通科	女普	男	全日制	千葉県立大網高等学校
	四〇	四〇	四〇	報処理	情			
二四〇	八〇	八〇	八〇	業	女商	男	全日制	報 千葉県立東金商業高等学校
一六〇				通科(単位制)	女 普	男	定時制	
1110	四〇	四〇	四〇	際教養科	国			
四八〇	1 六〇	1 六〇	1 사 〇	通	女普	男	全日制	千葉県立東金高等学校
1110				数科 (単位制)	理			71
六八〇				普通科 (単位制)	女普	男	全日制	6 千葉県立成東高等学校
三六〇	1110	<u></u>		通科	女普	男	全日制	1 千葉県立松尾高等学校
一六〇				普通科 (単位制)	女普	男	定時制	1 30
二四〇				総合学科(単位制)	総			<i>,</i>
八〇		四〇		数科	理			
四〇〇	1100	1100		通科	女普	男	全日制	曜一千葉県立匝瑳高等学校
110	四〇	四〇	四〇	設科	建			H

<u>令</u>	和	16	年	1月	30 ⊨		(火	曜日)				f			葉				県			幸	₽ B			į	第 <u>1</u>	3 9	9 0	9	<u> </u>			
令和六年一月三十日		棄	地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)	千葉県告示第四十二号	告		この規則は、令和六年四月一日から施	附則	千葉県立市原八幡高等学校	千葉県立姉崎高等学校	千葉県立市原緑高等学校	千葉県立京葉高等学校		千葉県立市原高等学校		千葉県立袖ヶ浦高等学校	千葉県立君津青葉高等学校		千葉県立君津高等学校			千葉県立木更津東高等学校		千葉県立木更津高等学校		千葉県立君津商業高等学校	千葉県立天羽高等学校						千葉県立館山総合高等学校	千葉県立安房高等学校	千葉県立安房拓心高等学校
	() () () () () () () () () ()	とおり公表	第二百九十				ら施行する。		全日制	全日制	全日制	全日制		全日制		全日制	全日制		全日制	定時制		全日制		全日制		全日制	全日制	専攻科	定時制				全日制	全日制	全日制
	7								男女	男女	男女	男女		男女		男女	男女		男女	男女		女		男女		男女	男女	男女	男女				男女	男女	男 女
			第四十条の二第一		示				普通科	普	普	普	園	普	情報コミュ	普	総合学科	園	普	普通科	家	普	理数科	普通科	情報	商	普		普通科	家	海	商	工	普通科	総合学科
									(単位制)	通	通	通	芸	通	ニケーション科	通	(単位制	芸	通	(単位制)	政	通	(単位制)	(単位制)	処理	業	通		(単位制)	政	洋			(単位制)	4(単位制)
			項の規定によ							科一	科一	科一	科	科	科	科		科	科		科	科一			科	科一	科一			科	科	科	科)
				して救免	救急	千葉県は				六〇	<u>-</u>	<u>-</u>		八〇					回○			<u>-</u>				六〇	<u>-</u>	<u> </u>	-						
名	7		令和六年一月三十日	急業務に協	救急病院等を定める省令	千葉県告示第四十三号				一六〇			四〇	八〇	四〇			四〇	二 四 〇		四〇	<u></u>			四〇	一六〇	<u></u>	<u> </u>	-	四〇	四〇	四〇	四〇		
	i		三十日	力する旨の	める省令(号				一六〇	110	110	四〇	110	四〇			四〇	二四〇		四〇	<u>-</u>			四〇	一六〇	110			四〇	四〇	四〇	四〇		
戸	f			申出があっ	(昭和三十九																														
桂	Ē			た次の病院	年厚生省				六四	四八〇	三六〇	三六〇	1110	二八〇	1110	七二〇	三六〇	110	七二〇	一六〇	1110	三六〇		八四〇	1110	四八〇	三六〇	110	一六〇	<u> </u>	1 1	1110	1110	七二〇	四八〇
均	<u>h</u>	千葉県知事		院を救急病	令第八号)			千葉県知事	四〇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<u></u>	<u></u>	0	0	0	0
		(事) 熊 谷 (俊)		院と認定した。	救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関語に合う。			事態谷俊																											
		人			公療 機関			人																											

		坂	<u>第</u>	坂	3 9	カロ	9号	加			-]	f	五十	土	葉		漁業の	区域	県		月七日		8 第二項に	第二号漁	法第二			5 年	1月		1		耀	
田七		田 六		田五		賀名二		賀名一	国内の名称	或 つ る	-	令和六年一月三十	七号)第七条第	土砂災害警戒区域	千葉県告示第四十五号		の区分 一般まき	船橋市漁業協		令和六年一月三十	日から発生する	お、同項の規定に	項に規定する要件	業者	二第	漁業災害補償法	千葉県告示第四十四		九里病院	医療法人社団慈優会	厚生総合病院	医療法人社団協友	総合病院	医療法人徳洲会
館山市坂田	に示す区域	館山市坂田	に示す区域	館山市坂田	面に示す区域	館山市加賀	のうち、次	館山市加賀				十日	一項の規	区域等における	号		よき網漁業	同組合の		一十日	ુ	ょ	女件に適合するも	約の締	の規定	和三十	四 号			優会 九		友会 柏		鎌 ケ 谷
mの区域のう		日の区域のう		Bの区域のう		賀名の区域の	次の図面に示す区域	《名、見物及	指定の区	Κ.			定により、か	ける土砂災害防				地区				\mathcal{O}	\mathcal{O}	結の申込み又は	により届出る	九年法律第百			○番地	山武郡九十		柏市篠籠田		鎌ケ谷市初富九二九
ち、次の		ち、次の		ち、次の		うち、次	す区域	び早物の	垣	戉	+		次のとおりて	止対策の					T			結の申込み又は	と認める。	規約の	あった次	白五十八号)				九里町片貝二、		六一七番地		番
図面 急傾		図面 急傾		図面 急傾空		の図 急傾斜		区域 急傾斜	自然現象	土砂災	千葉県知事		土砂災害警戒区域を指定する。	推進に関する法律					千葉県知事			規約の		設定につい	区域及	第百八				二、七〇				の六
斜地の崩壊		斜地の崩壊		斜地の崩壊		料地の崩壊		斜地の崩壊	現象の種類	害の発生	熊谷		成区域を指字			I			熊谷			設定の義務は		ての同意は、	の区分	、条第五項にお		I		IJ		IJ		令和九年一
										原因となる	俊人		足する。	(平成十二年法律第					俊人			、令和六		同法第百八	ついての	いて準用する				"		"		一月二十六日
	西川		坂足		坂井六		坂井五		坂井		坂井三		伊戸	第	伊戸		浜田		波左		波左	年二	波左間	条	定早物	司	小沼		洲崎		洲崎		坂田	
	名一		_		六		五		位		<u></u>		四		戸三		_		間八		間七		間六		六		_		五		四		八	
面に示する	館山市西	に示す区域	館山市坂足	次の図面に	館山市坂井及	に示す区域	館山市坂井	に示す区域	館山市坂井	に示す区域	館山市坂井	に示す区域	館山市伊京	に示す区域	館山市伊戸	次の図面に	館山市浜田	ち、次の図	館山市波	面に示す区域	館山市波左	面に示す区域	館山市波力	うち、次の	館山市早物	のうち、か	館山市小沼	次の図面に	館山市洲は	に示す区域	館山市洲	に示す区域	館山市坂日	に示す区域
区域	川名の区域		の区域の	図面に示す区域	び小沼		の区域の	- ツ	の区域の		の区域の		戸の区域の	- ツ	の区域の	図面に示す区域	市浜田及び塩見	次の図面に示す区域	左間及び坂	区域	間の区域	域	左間の区域	の図面に示す区域	、浜田及	次の図面に示す区域	冶、加賀名及	に示す区域	崎及び坂田	- ツ	崎の区域の	- ツ	田の区域の	- ツ
	のうち、次		うち、次の		の区域のう		うち、次の		うち、次の		うち、次の		うち、次の		うち、次の		の区域のう	丛域	の田の区域		のうち、次		のうち、次	9区域	び見物の区	小す区域	及び見物の		の区域のうち		うち、次の		うち、次の	
	の図急		図面		ち、		図面		図面		図面		図面		図面		ち、 急		のう 急		の図急		の図急		域 の		区域		、 急		図面 急		図面 急	
	急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		傾斜地の崩		傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩壊	
	ועו	1	I da	I		ı	1-1-	1	1-1-	i		İ	壊	l	壊	I	壊		壊	I	壊	1	1-1-	i	1-1-	I		l	1==	1		1		
	壊		壊		壊		壊		壊		壊		坂		农		坎		坎		农		壊		壊		壊		壊		壊		壊	

令和	日6	年 1	月	30	目 (火腿	翟 日)			=	£			葉				県			幸	₹			Š	第 <u>1</u>	3 9	9 0	9 5	<u> </u>			
金東一七		金東一六		金東一五		金束一四		金束一三		金束一二		金束一一		金束一〇		金東九		金東八		見物六				見物四		見物三		見物二		見物一		西川名三		一 西川名二
鴨川市金束の区域のうち、次の図面 急傾斜	に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、次の図面 急傾斜地	に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、次の図面 急傾斜	に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、次の図面 急傾斜地	に示す区域	『の区域のうち、次の図面 急傾斜	に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、次の図面 急傾斜	に示す区域	館山市見物の区域のうち、次の図面 急傾斜地		館山市見物の区域のうち、次の図面 急傾斜地	に示す区域	館山市見物の区域のうち、次の図面 急傾斜地	に示す区域	館山市見物の区域のうち、次の図面 急傾斜地	示す区域	館山市見物の区域のうち、次の図面 急傾斜地	に示す区域	館山市見物の区域のうち、次の図面 急傾斜	面に示す区域	館山市西川名の区域のうち、次の図 急傾斜地	に示す区域	館山市西川名の区域のうち、次の図 急傾斜地								
.地の崩壊	古畑一	地の崩壊	古畑九	地の崩壊		地の崩壊	古畑七	地の崩壊	金束三〇	地の崩壊	金東二九	地の崩壊		地の崩壊		地の崩壊	金東二六	地の崩壊	金東二五	地の崩壊		地の崩壊		地の崩壊	金東二二	地の崩壊		地の崩壊	金東二〇	地の崩壊	金東一九	地の崩壊		地の崩壊
に示す区域	鴨	17																																
垃	川市古畑の区域のうち、次の図面	に示す区域	鴨川市古畑の区域のうち、次の図面	に示す区域	鴨川市古畑の区域のうち、次の図面	に示す区域	鴨川市古畑の区域のうち、次の図面	に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、次の図面	に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、次の図面	次の図面に示す区域	鴨川市金東及び古畑の区域のうち、	次の図面に示す区域	鴨川市金束及び古畑の区域のうち、	に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、次の図面	に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、次の図面	の図面に示す区域	鴨川市金束及び平塚の区域のうち、	うち、次の図面に示す区域	鴨川市金束及び富津市豊岡の区域の	うち、次の図面に示す区域	鴨川市金束及び富津市豊岡の区域の	示	鴨川市金束の区域のうち、次の図面	に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、次の図面	に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、次の図面	示す区域	鴨川市金束の区域のうち、次の図面	に示す区域

			第	<u> 1</u>	3 9	0 9	9 号	-			_=	£			葉				<u>県</u>			幸	<u>Z</u>			令	和 6	6 年	1 月	30	日	(火	.曜日)
北朝夷一二			北朝夷一一			北朝夷一〇		北朝夷九		北朝夷八			北朝夷七			北朝夷六		奈良林九		奈良林八		奈良林七		奈良林六		奈良林五		奈良林四		古畑一四		古畑一三	古畑一二
南房総市千倉町北朝夷及び千倉町川	区域	朝夷の区域のうち、次の図面に示す	南房総市千倉町北朝夷及び千倉町南	域	戸の区域のうち、次の図面に示す区	市千倉町北朝夷及び千倉町瀬	ち、次の図面に示す区域	南房総市千倉町北朝夷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	総市千倉町北朝夷の区域のう		朝夷の区域のうち、次の図面に示す	南房総市千倉町北朝夷及び千倉町南	域	戸の区域のうち、次の図面に示す区	南房総市千倉町北朝夷及び千倉町瀬	面に示す区域	この区域のうち、次の図	面に示す区域	鴨川市奈良林の区域のうち、次の図	ち、次の図面に示す区域	鴨川市奈良林及び古畑の区域のう	に示	鴨川市奈良林の区域のうち、次の図	面に示す区域	鴨川市奈良林の区域のうち、次の図	ち、次の図面に示す区域	鴨川市奈良林及び古畑の区域のう	次の図面に示す区域	及び金束の区域のうち、	に示す区域	市古畑の区域のうち、次の図面	に示す区域鴨川市古畑の区域のうち、次の図面
急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平久里下二五		平久里下二四		平久里下二三		平久里下二二		平久里下二一		平久里下二〇		平久里下一九		平久里下一八		平久里下一七		平久里下一六		瀬戸九		瀬戸八		瀬戸七		瀬戸六		瀬戸五		瀬戸四		北朝夷一三	
南房総市平久日	の図面に示す区域	南房総市平	の図面に示す区域	南房総市平.	の図面に示す区域	南房総市平	の図面に示す区域	南房総市	の図面に	南房総市	の図面に	南房総市	の図面	南房総市	の図面	南房総市	の図	南房	次の	南屋	次の	南京	次の	南	次の	南房	次の	南房総市	次の	南房	ち、	房総	域の区域
-久里下の区域のうち、次	区域	平久里下の区域のうち、次	9区域	平久里下の区域のうち、次	す区域	平久里下の区域のうち、次	かす区域	平久里下の区域のうち、次	面に示す区域	平久里下の区域のうち、次		『平久里下の区域のうち、次	の図面に示す区域	市平久里下の区域のうち、次	図面に示す区域	総市平久里下の区域のうち、次	の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域のうち、次	図面に示す区域	南房総市千倉町瀬戸の区域のうち、	の図面に示す区域	房総市千倉町瀬戸の区域のうち、	の図面に示す区域	房総市千倉町瀬戸の区域のうち、	図面に示す区域	房総市千倉町瀬戸の区域のうち、	図面に示す区域	総市千倉町瀬戸の区域のうち、	図面に示す区域	南房総市千倉町瀬戸の区域のうち、	次の図面に示す区域	市千倉町北朝夷の区域のう	吸のうち、次の図面に示す区

令和	16年	1月	30	日	(火)	雇日)				£			葉				県			幸	<u>B</u>				第 <u>1</u>	3	9 0	9 5	-			
下佐久間二八		川口一		平久里中一七		平久里中一六		平久里中一五		平久里中一四		平久里中一三		平久里中一二		平久里中一一		平久里中一〇		平久里中九		平久里中八		平久里中七		平久里中六		平久里中五		平久里下二七		平久里下二六	
安房郡鋸南町下佐久間、竜島、勝山	域 東の区域のうち、次の区面に示す区	房総市千倉町川口及び千倉町北	の図面に示す区域	南房総市平久里中の区域のうち、次	の図面に示す区域	南房総市平久里中の区域のうち、次	の図面に示す区域	南房総市平久里中の区域のうち、次	の図面に示す区域	南房総市平久里中の区域のうち、次	の図面に示す区域	南房総市平久里中の区域のうち、次	の図面に示す区域	南房総市平久里中の区域のうち、次	の図面に示す区域	南房総市平久里中の区域のうち、次	の図面に示す区域	南房総市平久里中の区域のうち、次	の図面に示す区域	南房総市平久里中の区域のうち、次	の図面に示す区域	南房総市平久里中の区域のうち、次	うち、次の図面に示す区域	南房総市平久里中及び荒川の区域の	の図面に示す区域	南房総市平久里中の区域のうち、次	域のうち、次の図面に示す区域	南房総市平久里中及び平久里下の区	の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域のうち、次	図面に示す区域	-の区域のうち、次	の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
	江月六		江月五		岩井袋五			岩井袋四		下佐久間三九		下佐久間三八		下佐久間三七		下佐久間三六		下佐久間三五		下佐久間三四		下佐久間三三		下佐久間三二			下佐久間三一		下佐久間三〇		下佐久間二九		
安房郡鋸南町江月の区域のうち、次	の図面に示す区域の図面に示す区域の図域のうち、次	面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次	次の図面に示す区域	安房郡鋸南町岩井袋の区域のうち、	域	枝の区域のうち、次の図面に示す区	安房郡鋸南町岩井袋及び南房総市久	ち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町下佐久間の区域のう	ち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町下佐久間の区域のう	す区域	検儀谷の区域のうち、次の図面に示	安房郡鋸南町下佐久間及び南房総市	ち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町下佐久間の区域のう	ち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町下佐久間の区域のう	に示す区域	及び岩井袋の区域のうち、次の図面												
急傾斜地の崩	急傾斜地の崩		急傾斜地の崩		急傾斜地の崩			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		

			9	<u>育1</u>	<u>3 9</u>	0	9 号	_			=	f			<u>葉</u>				<u>県</u>			對	₹			令君	<u>F□ 6</u>	年	1月	30	日	(火	(曜)	日)
	竜島五		大六一五		大六一四		大六一三		大六一二		大六一一		勝山三		勝山二		勝山一		江月一五		江月一四		江月一三		江月一二		江月一一		江月一〇		江月九		江月八	
のうち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町竜島及び岩井袋の区域	の図面に示す区域	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次	の図面に示す区域	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次	の図面に示す区域	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次	の図面に示す区域	安房郡鋸南町大六の区域のうち、次	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大六及び竜島の区域の	の図面に示す区域	1の区域のうち、次	の図面に示す区域	安房郡鋸南町勝山の区域のうち、次	の図面に示す区域	安房郡鋸南町勝山の区域のうち、次	の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次	の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月及び大帷子の区域	に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次	の図面に示す区域	鋸南町江月の区域のうち、次	面に示す区域	鋸南町江月の区域のうち、次	面に示す区域	江月の区域のうち、次	うち、次の図面に示す区域	及び中佐久間の区	の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域のうち、次	の図面に示す区域
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
真里谷九四		真里谷九三		真里谷九二		真里谷九一		真里谷九〇		真里谷八九		真里谷八八		真里谷八七		真里谷八六		真里谷八五		真里谷八四		真里谷八三		真里谷八二	(ヹ或の名称	1	令和六年一月三十日	五十七号)第七名	土砂災害警戒区	千葉県告示第四十六号		いて縦覧に供する。	
木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のうち、次の	1 2 3 4 4	指定の区域	千葉児	2三十日	第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	- 六号		9°)	は、省略し、
急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる	葉県知事 熊 谷 俊 人		次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。	に関する法律(平成十二年法律第				千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置

三 君津市
小山野一二
小山野一一
5
別比
- 川 引 六
川 引 五
皿 引 四
尾車五
尾車四
尾車三
大山野二九
大山野二八
大山野二七
大山野二六
大山野二五
大山野二三
大山野二二
宮下三

ĺ			<u> </u>	<u> 1</u>	3 9	0	9 号	-			=	<u> </u>			葉				県			<u></u>	₹			令	和 (5 年	1 片	30) 目	(火	[曜]	<u>日)</u>
	障子谷一〇		大堀一		相野谷二三		相野谷二二		相野谷二一		相野谷二〇		相野谷一九		相野谷一八		西大和田六		西大和田五		西大和田四		上飯野一六		上飯野一五		下飯野一		泉四		馬登一四		小山野一四	
ち、次の図面に示す区域	富津市障子谷及び一色の区域のう	に示す区域	富津市大堀の区域のうち、次の図面	面に示す区域	富津市相野谷の区域のうち、次の図	面に示す区域	富津市相野谷の区域のうち、次の図	面に示す区域	富津市相野谷の区域のうち、次の図	面に示す区域	富津市相野谷の区域のうち、次の図	面に示す区域	富津市相野谷の区域のうち、次の図	面に示す区域	富津市相野谷の区域のうち、次の図	図面に示す区域	富津市西大和田の区域のうち、次の	図面に示す区域	富津市西大和田の区域のうち、次の	図面に示す区域	富津市西大和田の区域のうち、次の	面に示す区域	富津市上飯野の区域のうち、次の図	面に示す区域	富津市上飯野の区域のうち、次の図	面に示す区域	富津市下飯野の区域のうち、次の図	の図面に示す区域	君津市泉及び尾車の区域のうち、次	に示す区域	君津市馬登の区域のうち、次の図面	す区域	3の区域のうち、次の図	面に示す区域
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
	111	1					ı				ı		1		1				1		1		1		ı		1				1			
	川原井三四		福王台二			福王台一		神納九		神納八		下泉五		下泉四		下泉三		本郷一二		本郷一一		本郷一〇		本郷九		本郷八		前久保一		障子谷一三		障子谷一二		障子谷一一
図面に示す区域		区域のうち、次の図面に示す区域	福王台二 袖ケ浦市福王台二丁目及び奈良輪の	図面に示す区域	輪及び坂戸市場の区域のうち、次の	福王台一相ケ浦市福王台一丁目、神納、奈良	面に示す区域	納	面に示す区域	神納八 袖ケ浦市神納の区域のうち、次の図	ち、次の図面に示す区域	下泉五 袖ケ浦市下泉及び上泉の区域のう	面に示す区域	下泉四 袖ケ浦市下泉の区域のうち、次の図	面に示す区域	下泉三 袖ケ浦市下泉の区域のうち、次の図	に示す区域	_	に示す区域	_	に示す区域	_	ち、次の図面に示す区域	本郷九 富津市本郷及び前久保の区域のう	に示す区域	郷	面に示す区域	久保	ち、次の図面に示す区域	谷一	面に示す区域	谷一	面に示す区域	_

6年1月30日(火 いて縦覧にの 二	い (「次の (「次の	(「次の	代	代	+	<u>(火</u>		曜 久保田一	1)	下新田三		飯富一〇		飯富九		葉飯富七		飯富六		県 大曽根三			蔵波台一		蔵池一三		蔵波一一		蔵波一一		9	<u> </u>	川原井三六		川原井三五
		供する。)	図面」は、	直	 ī 衤	油	図	六	図	一袖ケ			面:	袖	面	袖	面	袖		袖ケ	に					面	袖	面				図		図	袖
			省略し、千葉県県土整備部河川環境	に示す区域		玄或のうち、欠の図	図面に示す区域	1の区域のうち、次の	図面に示す区域	浦市下新田の区域のうち、次の		の区域のうち、次の図	:	の区域のうち、次の図	区域	の区域のうち、次の図	示す区域	ケ浦市飯富の区域のうち、次の図	に示す区域	浦市大曽根の区域のうち、次の		丁目の区域のうち、次の図面	台七丁目、蔵波及び蔵	示す区域	の区域のうち、次の図	示す区域	の区域のうち、次の図	域	区域のうち、次の図	す区域	の区域のうち、次の	図面に示す区域	ケ浦市川原井の区域のうち、次の	図面に示す区域	ケ浦市川原井の区域のうち、次の
			環境課及び君津土木事務所に備え置		作分せて見	急頃科地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊
	波左間六			<u> </u>	早物六			小沼 一			洲崎五		洲崎四		坂田八		坂田七		坂田六		坂田五		加賀名二			加賀名一			区域の名称				令和六年一月	五十七号)第九条第一項	土砂災害警戒区
	館山市波左間の区域のう	示す区域	の区域のうち、次の区面に		館山市早物、浜田及び見物	に示す区域	物の区域のうち、次の図面	館山市小沼、加賀名及び見	域	のうち、次の図面に示す区	館山市洲崎及び坂田の区域	次の図面に示す区域	館山市洲崎の区域のうち、	次の図面に示す区域	館山市坂田の区域のうち、	次の図面に示す区域	館山市坂田の区域のうち、	次の図面に示す区域	館山市坂田の区域のうち、	次の図面に示す区域	館山市坂田の区域のうち、	ち、次の図面に示す区域	市加	に示す区域	物の区域のうち、次の図面	館山市加賀名、見物及び早			指定の区域				一月三十日	の規定により、次の	区域等における土砂災害防止対策の
	急傾斜地の崩壊			; (急頃斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		現象の種類	原因となる自然	土砂災害の発生		千葉県知事		4り土砂災害特別繁	Rの推進に関する法律
	次の図面のとおり				火の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり	に関する事項	規制に必要な衝撃	う建築物の構造の	防止するために行	土砂災害の発生を	熊谷俊人		とおり土砂災害特別警戒区域を指定する。	法律 (平成十二年法律第

			Э	<u> 1</u>	3 9	0	9 号	-			=	£			葉				県			幸	₹			令	和 6	5年	1 月	30) 目	(火	く曜	日)
	見物五		見物三		見物二		見物一		西川名三		西川名二		西川名一		坂足一			坂井六		坂井五		坂井四		坂井三		伊戸四		伊戸三			浜田一			波左間八
次の図面に示す区域	館山市見物の区域のうち、	次の図面に示す区域	館山市見物の区域のうち、	次の図面に示す区域	館山市見物の区域のうち、	次の図面に示す区域	館山市見物の区域のうち、	ち、次の図面に示す区域	館山市西川名の区域のう	ち、次の図面に示す区域	館山市西川名の区域のう	ち、次の図面に示す区域	館山市西川名の区域のう	次の図面に示す区域	館山市坂足の区域のうち、	域	のうち、次の図面に示す区	館山市坂井及び小沼の区域	次の図面に示す区域	館山市坂井の区域のうち、	次の図面に示す区域	館山市坂井の区域のうち、	次の図面に示す区域	館山市坂井の区域のうち、	次の図面に示す区域	館山市伊戸の区域のうち、	次の図面に示す区域	館山市伊戸の区域のうち、	域	のうち、次の図面に示す区	館山市浜田及び塩見の区域	区域	域のうち、次の図面に示す	館山市波左間及び坂田の区
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊
	次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり
	金東二三			金東二二		金東二一		金東二〇		金束一九		金東一八		金東一七		金東一六		金束一五		金東一四		金束一三		金束一二		金束一一		金東一〇		金東九		金東八		見 物 六
の区域のうち、次の図面に	金東二三 鴨川市金東及び富津市豊岡	示す区域	の区域のうち、次の図面に	金束二二鴨川市金束及び富津市豊岡	次の図面に示す区域	金東二一 鴨川市金束の区域のうち、	次の図面に示す区域	金東二〇 鴨川市金束の区域のうち、	次の図面に示す区域	_	次の図面に示す区域	_	次の図面に示す区域	-	次の図面に示す区域	_	次の図面に示す区域	$\overline{}$	次の図面に示す区域	_	次の図面に示す区域	一三 鴨川	次の図面に示す区域	_	次の図面に示す区域	_	次の図面に示す区域		次の図面に示す区域	金東九 鴨川市金束の区域のうち、	次の図面に示す区域	金東八 鴨川市金束の区域のうち、	次の図面に示す区域	見物六 館山市見物の区域のうち、
区域のうち、次の図面	鴨川市金東及び富津市豊	示す区域	区域のうち、次の図面	鴨川市金束及び富津市豊	の図	鴨川市金束の区域の	の図面に示	鴨川市金東の区域の	の図面に示	一九 鴨川市金束の区域の	\mathcal{O}	一八 鴨川市金束の区域の	\mathcal{O}	一七 鴨川市金束の区域の	の図	一六 鴨川市金束の区域の	次の図面に示す区域	一五 鴨川市金東の区域の	次の図面に示す区域	一四 鴨川市金束の区域の	次の図面に示す区域	一三 鴨川市金束の区域のう	\mathcal{O}	一二 鴨川市金東の区域の	\mathcal{O}	一一鴨川市金束の区域の	の 図	○ 鴨川市金束の区域の	の図	鴨川市金束の区域の	の図面に示	鴨川市金束の区域の	\mathcal{O}	館山市見物の区域の

介 和		年 1	月	30	日 !	(火)	醒日	1)				Ŧ			<u>葉</u>				県			報				第	<u> 1</u>	3 9	0	9	<u> </u>		
	奈良林四			古畑一四		古畑一三		古畑一二		古畑一一		古畑九		古畑八		古畑七		金束三〇		金東二九		- - - -	金東二八		-	金東二七		金東二六		金東二五		: : :	金束二四
域のうち、次の図面に示す	鴨川市奈良林及び古畑の区	域	のうち、次の図面に示す区	鴨川市古畑及び金束の区域	次の図面に示す区域	鴨川市古畑の区域のうち、	次の図面に示す区域	鴨川市古畑の区域のうち、	次の図面に示す区域	鴨川市古畑の区域のうち、	図面に示す区域	鴨川市古畑の区域のうち、	図面に示す区域	鴨川市古畑の区域のうち、	次の図面に示す区域	鴨川市古畑の区域のうち、	次の図面に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、	の図面に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、		ち、次の図面に示す	鳴川市金束及び古畑の区域		うち、次の図面に示す]]] (の図面に示す区域	川市	の図面に示す区域	鴨川市金束の区域のうち、	域	うち、次の図面に示す	鳴川市金末及び平家の区域
	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		(急頃斜地の崩壊		j	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		()	急頃斗也の崩壊
	次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		[] [] ()	火の図面のとおり]]	次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		[] (欠の図面のとおり
		Visit:												п.								11.		<i>-</i>	l	<i></i>			+		<i>-</i>		
		瀬戸四			北朝夷一三			北朝夷一二			北朝夷一一			北朝夷一〇		北朝夷 九			北朝夷八			北朝夷六		奈良林九		奈良林八			奈良林七		奈良林六	-	奈良林五
域	のうち、次の図面に示す区	南房総市千倉町瀬戸の区域		次の図面に	房総市千倉町	次の図面に示す区域	\mathcal{O}	形 総	ち、次の図面に示す区域	千倉町南朝夷の区域のう	房総市千倉町	の図面に示す区域	戸の区域のうち	南房総市千倉町北朝夷及び	区域の変化を必め図面は表示	あっ、大つ図词 総市千倉町 北朝		域のうち、次の図面に示す	房総市千倉町北朝	次の図面に示す区域	倉町瀬戸の区	南房総市千倉町北朝夷及び	ち、次の図面に示す区域	鴨川市奈良林の区域のう	ち、次の図面に示す区域	鴨川市奈良林の区域のう	区域	域のうち、次の図面に示す	鴨川市奈良林及び古畑の区	ち、次の図面に示す区域	鴨川市奈良林の区域のう	、次の図面に示す区域	鴨川市奈良林の玄或のう
		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急値斜地の崩壊)		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急頃斜地の前裏
			 		次			次			次			次の		かの	3		次の			次の		次の		次の			次の		次		欠の

			第	<u> 1</u>	<u>39</u>	0	9号	7			=	£			<u>葉</u>				県			幸	<u> </u>			令	和 6	5 年	1月	30) 目	(火	曜日)
	平久里下二七		平久里下二六		平久里下二五		平久里下二四		平久里下二三		平久里下二二		平久里下二一		平久里下二〇		平久里下一七		平久里下一六			瀬戸九			瀬戸八			瀬戸七			瀬戸六		漢 戸 ヨ	- 頼戸五
うち、次の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域の	うち、次の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域の	うち、次の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域の	うち、次の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域の	うち、次の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域の	うち、次の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域の	うち、次の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域の	うち、次の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域の	うち、次の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域の	うち、次の図面に示す区域	南房総市平久里下の区域の	域	のうち、次の図面に示す区	南房総市千倉町瀬戸の区域	域	のうち、次の図面に示す区	南房総市千倉町瀬戸の区域	域	のうち、次の図面に示す区	南房総市千倉町瀬戸の区域	域	のうち、次の図面に示す区	南房総市千倉町瀬戸の区域		の図面に示	南房総市千倉町頼戸の区域
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急値余 対の 対の 対域	急傾斜地の崩壊
	次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		化 の 豆 豆 の と す り	次の図面のとおり
	Ь.				下			111		√Z.		√Z.		√Z.		√Z.		√Z.		√Z.		<u>177.</u>		√Z.		√Z.			□		□		7	
	下佐久間二九				下佐久間二八			川口一		平久里中一七		平久里中一六		平久里中一四		平久里中一三		平久里中一二		平久里中一一		平久里中一〇		平久里中九		平久里中八			平久里中七		平久里中六		下 り 日 日 日	一 平久里中五
域のうち、次の図面に示す		域	のうち、次の図面に示す区	島、勝山及び岩井袋の区域	下佐久間二八 安房郡鋸南町下佐久間、竜	次の図面に示す区域	倉町北朝夷の区域のうち、	П	うち、次の図面に示す区域	久里中一	うち、次の図面に示す区域	久里中一	うち、次の図面に示す区域	久里中一	うち、次の図面に示す区域	久里中一	うち、次の図面に示す区域	久里中一二	うち、次の図面に示す区域	久里	うち、次の図面に示す区域	久里中一	うち、次の図面に示す区域	久里中	うち、次の図面に示す区域	久里	示す区域	の区域のうち、次の図面に	久	うち、次の図面に示す区域	久 里 中	示す区域	里下の区域のうち、次	平久里中五 南房総市平久里中及び平久
のうち、次の図面に示	佐久間二九 安房郡鋸南町下佐久間の	域	次の図面に示す	勝山及び岩井袋の	佐久間二八 安房郡鋸南町下佐久間、	次の図面に示す区域	区域の	南房総市千倉町川	次の	久里中一七 南房総市平久里中の区域	次の	久里中一六 南房総市平久里中の	次の	久里中一四 南房総市平久里中の		久里中一三 南房総市平久里中の		久里中一二 南房総市平久里中の区域	次の	久里中一一 南房総市平久里中の区域	次の	久里中一〇 南房総市平久里中の区域	次の	久里中九 南房総市平久里中の区域	次の	久里中八 南房総市平久里中の区域	示す区域	区域のうち、次	久里中七 南房総市平久里中及	次の	久里中六 南房総市平久里中の区域	示す区域	里下の区域のうち、次の図	南房総市平久里中及び

令和	16:	年 1	月	30	∄ (火即	醒日)				Ŧ_			葉				県			幸	₽ E			į	第 <u>1</u>	3	9 0	9 5	<u>클</u>			
岩井袋五			岩井袋四			下佐久間三九			下佐久間三八			下佐久間三七			下佐久間三六			下佐久間三五			下佐久間三四			下佐久間三三			下佐久間三二			下佐久間三一			下佐久間三〇	
安房郡鋸南町岩井袋の区域	次の図面に示す区域	房総市久枝の区域のうち、	安房郡鋸南町岩井袋及び南	区域	域のうち、次の図面に示す	安房郡鋸南町下佐久間の区	区域	域のうち、次の図面に示す	安房郡鋸南町下佐久間の区	区域	域のうち、次の図面に示す	安房郡鋸南町下佐久間の区	ち、次の図面に示す区域	南房総市検儀谷の区域のう	安房郡鋸南町下佐久間及び	区域	域のうち、次の図面に示す	安房郡鋸南町下佐久間の区																
急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	
一次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり																			
		1.		m/s	l	m//	l	m//		`~	1		`~~	l	`		\		`~		<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>			<u>`-</u>		`	l	`		<u>`-</u>		`	l	
		大六一一		勝山三		勝山二		勝山一		江月一五			江月一四		江月一三		江月一二		江月一 一		江月一〇			江月九		江月八		江月七		江月六		江月五		
示す区域	の区域のうち、次の図面に	安房郡鋸南町大六及び竜島	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町勝山の区域の	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町勝山の区域の	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町勝山の区域の	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域の	に示す区域	子の区域のうち、次の図面	安房郡鋸南町江月及び大帷	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域の	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域の	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域の	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域の	面に示す区域	久間の区域のうち、次の図	安房郡鋸南町江月及び中佐	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域の	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域の	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域の	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町江月の区域の	域	のうち、次の図面に示す区
		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊																										
		次の図面のとお		次の図面のと		次の図面のと		次の図面のとお		次の図面のとお			次の図面のとお			次の図面のとおり		次の図面のとお		次の図面のとお		次の図面のとお		次の図面のとお										

			第	<u> 1</u>	<u>3 9</u>	0	9 号	-			=	£			葉				県			幸	<u>B</u>			令	和 6	<u>;年</u>	1 月	30	日	(火	曜	∃)
真里谷八七		真里谷八六		真里谷八五		真里谷八四		真里谷八三		真里谷八二			区域の名称				令和六年一月	五十七号)第九条第	土砂災害警戒区	千葉県告示第四十		いて縦覧に供する。	(「次の図面」			竜島五		大六一五		大六一四		大六一三		 大六 一二
木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう			指定の区域				月三十日	第一項の規定により、次のとお	1域等における土砂災害防止対策	八号			は、省略し、千葉県県土整備な	に示す区域	袋の区域のうち、次の図面	安房郡鋸南町竜島及び岩井	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大六の区域の	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大六の区域の	うち、次の図面に示す区域	南町	うち、次の図面に示す区域	安房郡鋸南町大六の区域の
急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		現象の種類	原因となる自然	土砂災害の発生		千葉県知事		おり土砂災害特別警	中の推進に関する法律				部河川環境課及び完			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり	に関する事項	規制に必要な衝撃	う建築物の構造の	防止するために行	土砂災害の発生を	熊谷俊人		り土砂災害特別警戒区域を指定する。	公律(平成十二年法律第				安房土木事務所に備え置			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり
	真里谷一〇四		真里谷一〇三		真里谷一〇二		真里谷一〇一		真里谷一〇〇		真里谷九九		真里谷九八		真里谷九七		真里谷九六		真里谷九五		真里谷九四		真里谷九三		真里谷九二		真里谷九一		真里谷九〇		真里谷八九		真里谷八八	
ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	0)	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
	次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり	

令和	∏ 6 ±	年 1	月	30	日 ((火日	醒日)			:	f			葉				県			‡	<u>B</u>				第 <u>1</u>	3	9 0	9 5	<u> </u>		
	尾車四			尾車三		大山野二九		大山野二八		大山野二七		大山野二六		大山野二五		大山野二三		大山野二二		宮下三		宮下二		宮下一		真里谷一〇九		真里谷一〇八		真里谷一〇七		真里谷一〇六	真里谷一〇五
次の図面に示す区域	君津市尾車の区域のうち、	す区域	区域のうち、次の図面に示	君津市尾車、馬登及び泉の	ち、次の図面に示す区域	君津市大山野の区域のう	ち、次の図面に示す区域	君津市大山野の区域のう	ち、次の図面に示す区域	君津市大山野の区域のう	ち、次の図面に示す区域	君津市大山野の区域のう	ち、次の図面に示す区域	君津市大山野の区域のう	ち、次の図面に示す区域	君津市大山野の区域のう	ち、次の図面に示す区域	君津市大山野の区域のう	次の図面に示す区域	君津市宮下の区域のうち、	次の図面に示す区域	君津市宮下の区域のうち、	次の図面に示す区域	君津市宮下の区域のうち、	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	木更津市真里谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域木更津市真里谷の区域のう
	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり	次の図面のとおり
		1		1		1		1						1						1		1		ı		1		1		ı			1
	西大和田六		西大和田五		西大和田四		上飯野一六		上飯野一五		下飯野一		泉四		馬登一四		小山野一四		小山野一三		小山野一二		小山野一一		Ⅲ引七		□引六		Ⅲ 引 五			引四	尾車五
ち、次の図面に示す区域	富津市西大和田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	富津市西大和田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	富津市西大和田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	富津市上飯野の区域のう	ち、次の図面に示す区域	富津市上飯野の区域のう	ち、次の図面に示す区域	富津市下飯野の区域のう	うち、次の図面に示す区域	君津市泉及び尾車の区域の	次の図面に示す区域	君津市馬登の区域のうち、	ち、次の図面に示す区域	君津市小山野の区域のう	ち、次の図面に示す区域	君津市小山野の区域のう	ち、次の図面に示す区域	君津市小山野の区域のう	ち、次の図面に示す区域	君津市小山野の区域のう	次の図面に示す区域	君津市皿引の区域のうち、	次の図面に示す区域	君津市皿引の区域のうち、	次の図面に示す区域	君津市皿引の区域のうち、	区域	域のうち、次の図面に示す	君津市皿引及び大山野の区	次の図面に示す区域のうち、
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	次の		次の		次の		次の		次の		次の		次の図		次の		次の		次の図		次の		次の		次の図		次の図		次の			次の	次の

			角	1	3 9	0	9号	<u> </u>			=	£			葉				県			幸	₹			令	和 6	5 年	1 月	30) 目	(火	曜	目)
	本郷一二		本郷一一		本郷一〇			本郷九		本郷八		前久保一			障子谷一三		障子谷一二		障子谷一一			障子谷一〇		相野谷二三		相野谷二二		相野谷二一		相野谷二〇		相野谷一九		相野谷一八
次の図面に示す区域	富津市本郷の区域のうち、	次の図面に示す区域	富津市本郷の区域のうち、	次の図面に示す区域	富津市本郷の区域のうち、	区域	域のうち、次の図面に示す	富津市本郷及び前久保の区	次の図面に示す区域	富津市本郷の区域のうち、	ち、次の図面に示す区域	富津市前久保の区域のう	す区域	区域のうち、次の図面に示	富津市障子谷及び相野谷の	ち、次の図面に示す区域	富津市障子谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	富津市障子谷の区域のう	区域	域のうち、次の図面に示す	富津市障子谷及び一色の区	ち、次の図面に示す区域	富津市相野谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	富津市相野谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	富津市相野谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	富津市相野谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	富津市相野谷の区域のう	ち、次の図面に示す区域	富津市相野谷の区域のう
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊
	次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり
 大 曽				蔵波:		蔵波		蔵波		川原:		川原:		川原		川原			福王·				福王·		神納		神納			下泉		下泉		下泉
大曽根三				蔵波台一		蔵波一二		蔵波一一		川原井三七		川原井三六		川原井三五		川原井三四			福王台二				福王台一		神納九		神納八			下泉五		下泉四		 下 泉 三
大曽根三 袖ケ浦市大曽根の区域のう	域	のうち、次の図面に示す区	波及び蔵波台六丁目の区域		ち、次の図面に示す区域	波一	ち、次の図面に示す区域	蔵波一一細ケ浦市蔵波の区域のう	ち、次の図面に示す区域	原井	ち、次の図面に示す区域	原	ち、次の図面に示す区域	原	ち、次の図面に示す区域	原井三	図面に示す区域	奈良輪の区域のうち、次の	福王台二 袖ケ浦市福王台二丁目及び	す区域	区域のうち、次の図面に示	納、奈良輪及び坂戸市場の		ち、次の図面に示す区域	神納九 袖ケ浦市神納の区域のう	ち、次の図面に示す区域	納	区域	域のうち、次の図面に示す	下泉五 袖ケ浦市下泉及び上泉の区	ち、次の図面に示す区域	下泉四 袖ケ浦市下泉の区域のう	ち、次の図面に示す区域	下泉三 袖ケ浦市下泉の区域のう
袖ケ浦市大曽根の区域の	域	うち、次の図面に示す	び蔵波台六丁目の	袖ケ浦市蔵波台七丁目、	次の図面に示す	波一二 袖ヶ浦市蔵波の区域の	次の図面に示す区	波一一 袖ケ浦市蔵波の区域の	次の	原井三七 袖ケ浦市川原井の区域の	次の	原井三六 袖ケ浦市川原井の区域の	次の	原井三五 袖ケ浦市川原井の区域の	次の	原井三四 袖ケ浦市川原井の区域の	図面に示す区域	の区域のうち、次	王台二 袖ケ浦市福王台二丁目及	す区域	のうち、次の図面	、奈良輪及び坂戸市場	一相ケ浦市福王台一丁目、	次の図面	九 相ケ浦市神納の区域の	次の図面に示す区	納八 袖ケ浦市神納の区域の		のうち、次の図面に示	袖ケ浦市下泉及び上泉の	次の図面に示す	四 補ケ浦市下泉の区域の	次の図面に示す区	袖ケ浦市下泉の区域の

令利	□ 6	年 1	月	30	日	(火)	雇日)			<u>-</u>	£_			<u>葉</u>			l	<u>県</u>			對	<u> </u>			į	<u>第 1</u>	3 9	9 0	9 5]			
	•	•			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	11		"	千葉県立千		全日制の課程	令和六年度		令和六年一月三十日	令和六年变千葉	千葉県牧育委員会古示第一号		くて終層に任する	<i>-</i>)	代管三		人保田一六	:	下新田三		飯富一〇		飯富九		飯富七		飯富六	
			京葉工業 "		千葉商業 "	千葉東 ″		千葉女子 "	葉	校		令和六年度千葉県県立高等学校第一学年生徒募集定員		三十日	令和六年度千葉県県立高等学交第一学年生徒募集定員を欠到。	告 示 第 一 号	教育委員		10	、当ながの図画	7 浦市代気	、次の図面に示す区域	浦	に示す	1	ち、次の図面に示す区域	袖ケ浦市飯富の区域のう	ち、次の図面に示す区域	袖ケ浦市飯富の区域のう	ち、次の図面に示す区域	袖ケ浦市飯富の区域のう	ち、次の図面に示す区域	袖ケ浦市飯富の区域のう	ち、次の図面に示す区域
建	設備システム	電子工業	機械	情報処理			家政			学 科		中生徒募集定員	千葉県教育委員会教育長	(カ		会告		河川環境調及	丁一景意思え	7 急傾斜地の崩壊		り一急傾斜地の崩壊		つ 急傾斜地の崩壊		つ 急傾斜地の崩壊		つ 急傾斜地の崩壊		り一急傾斜地の崩壊		7 急傾斜地の崩壊	
N	7	木	794	在	木		以	Đ 1		定		;	富 塚 昌	, ,	とおり定める。		示		び君津土木事務所	+1 +1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1		i i	次の図面のと		次の図面のと		次の図面のと		次の図面のと		次の図面のと		次の図面のと	
		八〇	八〇	八〇						員		-	子						に備え置		と		とおり		とおり		とおり		とおり		とおり		とおり	
"	11	"	"	IJ		IJ		IJ	11	11	IJ	11			IJ	11	11	11	IJ		IJ	"	"	"	"	"	"	IJ	IJ					IJ
船橋古和釜	船橋二和	船橋芝山	船橋啓明	船橋東		薬園台		船橋	実籾	津田沼	千代	八千代東			千	犢橋	千 葉 西	土気			幕張総合	泉			千 城 台		葉	検見川						千葉工業
"	11	11	11	11		11		11	11	11	"	11			JJ	11	11	<i>11</i>	IJ.		IJ.	"	IJ	IJ	"	"	IJ	IJ.	JJ					IJ
普	普	普	普	普	意	普	理	普	普	普	普	普	体	家	普	普	普	普	普	看	総合学	普	普	普	普	绐	普	普	普		業	情 報 技		電子機
通	通	通	通	通	芸	通	数	通	通	通	通	通	育	政	通	通	通	通	通	護		通	通	通	通	通	通	通	通	工 学		技術		
	二八〇	=====	=======================================	====	四〇	二八〇	四〇	===	=======================================	1=110	1100	二八〇	四〇	四〇	二四〇	二四〇	=======================================	二八〇		四〇	六八〇	一六〇	=======================================	八〇	=======================================	=======================================	11 1 0	=======================================	=======================================	四〇	四〇	四〇	四〇	八〇

			第	<u> 1</u>	3 9	0	9 号	-			=	£			葉				県			幸	8			令	和 6	5 年	1 月	30	日	(火	(曜	目)
"沼南"	"柏中央"		"柏の葉"		"柏南"		加 柏 "	葛	"松戸馬橋"		" 松戸向陽 "	戸六		" 松戸国際 "	" 小 金 "		"松戸"	# 鎌ヶ谷西 #	# 年 谷 #	"浦安南"		Ш	" 市川 昴 ^{村成}	Ш			府				川 工	"船橋北"	橋豊	橋法
普通		情報理数				理数				祉 教	普通		国際教養		合学		普通						普通					インテリア				普通		
一六〇		四〇	二四〇		三六〇	四〇	二八〇		===	四〇	100		<u>-</u>					100		一六〇	100	二八〇			一六〇			四〇	四〇	八〇	八〇	1100	一六〇	
"佐倉西"			"佐倉東"		"佐倉"	軍 里 "			"下総"	"成田北"		"成田国際"				"成田西陵"	" 印旛明誠 "	』 白 井 』	# 我孫子東 #	"我孫子"	男 宿 "				"清水"	"野田中央"	"流山北"	"流山南"		" 流山おおたかの森 "			"流山"	"沼南高柳"
普通	服飾デザイン	調理国際		理数	普通	普通	情報処理	動	園	普通	国際		報処	食品科学	土木造園	園芸	普通	普通	普通	普通	普通	環境化学		機械	品科	普通	普通	普通	国際コミュニケーション	普通	報処			普通
一六〇	四〇	四〇	ー六〇	四〇	二八〇		四〇	四〇	四〇	二八〇	<u> </u>	1100	四〇	四〇	四〇	八〇		二 四 〇	三四〇	=======================================		四〇	四〇	四〇	四〇	=======================================		二八〇	四〇	=======================================	四〇	四〇		

<u>令和</u>	<u>16</u>	<u>年 1</u>	<u>月</u>	30	<u>日(</u>	(火雨	<u> </u>)	_		<u>_</u>	<u>Ŧ</u>	_	_	<u>葉</u>		_		県			<u></u>	<u>银</u>			<u>.</u>	<u>第 1</u>	3 '	90	9 5	<u>号</u>			<u>—</u>
	IJ.	"				IJ		"		IJ.		"	"	"				"			"			"	ı,		"	"	"		"	"	ı,	"
	長生	十九				大網		東金商業		東金				匝瑳				東総工業			旭農業			銚子商業	銚子		多古	見	佐原白楊	Į.		街道	四街道	八街
	IJ	JJ				IJ		IJ		IJ.		IJ	JJ	"				II.			IJ			"	II.		JJ	II.	IJ		IJ	IJ	"	II.
	普通	普通	物工	品科			報処		際教			普通		合学		報技		子機	品科	園芸			報処	商業						理数	普通			合学
	二四〇	1110	四〇	四〇	四〇		四〇	八〇		一六〇		1100	110		四〇		凹〇		四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	一六〇	一六〇	四〇	八〇	一六〇		四〇	二回〇	二四〇	1110	一六〇
"	11	ı,		IJ		IJ	II.		IJ		JJ.		IJ		IJ	JJ				JJ.	JJ	"	ıı	ıı	JJ.		IJ.						IJ	,,
	市原緑			市原		ケ	君津青葉		君津		木更津東		木 更 津		津商	天羽				山総		房 拓			大 多 喜		一宮商業						茂原 樟陽	h.
"	"	"		"		"	"		"		"		"		JJ	"				IJ	JJ	"	"	"	"		"						"	"
	普通			普通	情報コミュニケーション		総合学科			家政				情報処理				海洋				合学		合学		報処		境化		機	木造	品科		
一六〇		1110	四〇	八〇		二四〇	1110	四〇	二四〇	四〇	1110	四〇	二八〇	四〇	一六〇	1110	四〇	四〇	四〇	三〇	二四〇	一六〇	1 六〇	一六〇	一六〇	四〇	1110	四〇	四〇		四〇	四〇	四〇	一六〇

令和6年1月30日(火曜日)								
"船橋"			"生派"	" 千葉工業 "	千葉県立千 葉 商 業高等学校	学校	定時制の課程	"市原八幡"
総合学科	普通・夜間部	普通・午後部	普通・午前部	工業	商業	学		普通
<u></u>	八〇	八〇	八〇	四〇	四〇	定員		1100
千葉県公安委員会告示第6号 道路交通法(昭和35年法律第105号) 横芝光町内の乗合自動車の停留所における一 駐車に関して次のとおり合意した。 令和6年1月30日 1 合意した者 (1)千葉交通株式会社 (2)千葉県公安委員会								

・般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は 第44条第2項第2号の規定により、山武郡

県公安委員会委員長 佐久間

英

判

- (3)横芝光町長
- (4)
- 国土交通省関東運輸局長
- (5) (6) BOLDLY株式会社 千葉県山武土木事務所長
- -般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称
- (1)東陽病院
- (2) 橋場青年館前

県

IJ IJ

佐 東

倉 葛

南

IJ IJ

普 通 •

普

通

午後部 午前部 普通・夜間部

通

普通・夜間部

飾

報

IJ

市

Ш

工

業

IJ

工

業

四〇

IJ

松

戸

南

IJ

普通·

午前部

通

・午後部

 $\overline{\ddot{}}$

八〇 八〇

葉

IJ

金 瑳

IJ

IJ

普 商 普

通 業 通

四〇 四〇 四〇 四〇

普

通

通

四〇

四〇

四〇

IJ

原

IJ

子

商

業

IJ

(3) 東町

八〇 八〇

- (4) 横芝駅
- (5) 銚子商工前
- (6) カスミ横芝光店前
- 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲 般乗合旅客自動車運送事業(事業名
- と認める事項 実証調査業務))の用に供する自動車 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要

自動運転モビリティ事業

(横芝光町自動運転

9 4 2における3の停車又は駐車は、3に係る事業における3の運行時間内に限るものと

定 調 達 公 告

特

(ある。 、この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので

入札公告

四〇

0

第13909号

兀

専攻科

千葉県立幕

張

総

合高等学校

校

定

員

館

山総合

IJ

公

安

委

員

会

告

示

千葉県立千

葉

大

宮高等学校

学

校

学

科

定

員

普

通

五〇〇

通信制の課程

壬

IJ IJ IJ

館 長 長 東 匝 銚 佐

Щ

総

普 普 普

普

通 通 通

四〇

四〇

狭 生

木

更津

東 合

IJ IJ IJ IJ

次のとおり一般競争入札に付する

令和6年1月30日

千葉県企業局長 빠 严 美砂子

Θ 購入等件名及び数量 ちば野菊の里浄水場水道用ポリ塩化アルミニウム

0キログラム ちば野菊の里浄水場水道用液体苛性ソーダ (45%) 予定数量

予定数量

9 1

, 51

0

- 00キログラ 1, 0 0 0,
- 0キログラム ちば野菊の里浄水場水道用次亜塩素酸ナトリウム 予定数量 1 3 0
- ちば野菊の里浄水場水道用粒状活性炭 予定数量 114立方メー
- 矢切取水場水道用硫酸(75%) 予定数量 564,000キログラ
- 6 柏井浄水場水道用ポリ塩化アルミニウム 予定数量 4,982,000キロ
- ② 柏井浄水場水道用液体苛性ソーダ (45%) 予定数量 908, 000キロ
- ⑧ 北総浄水場水道用液体苛性ソーダ (25%) 予定数量 607, 000キロ
- 柏井浄水場水道用硫酸(45%) 予定数量 930,000キロ
- 柏井浄水場水道用硫酸 (95%) 予定数量 予定数量 766,000キログラム
- 柏井浄水場水道用次亜塩素酸ナトリウム 予定数量 3,606,800キログ 柏井净水場石油系球状微粒活性炭 203, 700キログラム
- 00キログラ 木下取水場水道用粉末活性炭(50%ウエット炭) 予定数量 1, 836, 0
- 0キログラム 福増浄水場水道用高塩基度ポリ塩化アルミニウム 予定数量 420, 8 7
- 福増浄水場水道用液体苛性ソーダ (45%) 予定数量 584, 220キログ
- 福増浄水場水道用次亜塩素酸ナトリウム 予定数量 720,500キログラム
- 福増浄水場水道用硫酸(75%) 予定数量 742,500キログラ
- 福增净水場水道用粒状活性炭 予定数量 310立方メートル
- 高滝取水場水道用粉末活性炭 (ドライ炭) 予定数量 177, 700キログラ
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書等による
- 履行期間 (1)の案件ごとに次のとおりとする。
- 令和6年4月1日から11月30日ま
- \bigcirc 令和6年4月1日から令和7年5月31日まで
- 令和6年4月1日から令和7年5月31日まで

(d) (e) 令和6年4月1日から令和7年3月 31 = H

S

- 6 令和6年4月1日から11月30日まで
- 令和6年4月1日から11月30日まで
- 令和6年4月1日から令和7年5月31日
- 令和6年4月1日から11月30日まで
- 令和6年4月1日から令和7年5月31日 SH SI
- 令和6年4月1日から令和7年5月31日
- 令和6年4月1日から11月30日まで
- 令和6年4月1日から11月30日まで
- 令和6年4月1日から令和7年5月31日
- 令和6年4月1日から令和7年5月31日まで
- 令和6年4月1日から令和7年5月31日まで
- 令和6年4月1日から令和7年5月31日まで

 \bigcirc 6 (5) **4** \bigcirc 9 \otimes \bigcirc

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 令和6年4月1日から令和7年5月31日まで
- (4) 履行場所 千葉県企業局長が指定する場所
- 5) 入札方法 (1) の案件ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、
- 書に記載すること。 者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札 格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業 された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価 ごとにそれぞれの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載 (1) の案件
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により 難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 者であること。 第167条の4の規定に該当しない
- 2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてAの等級 に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入 札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- 4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止 暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。 (昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る
- 5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること

- (6) その他の資格要件については、入札説明書による
- 3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 (2) 電子入札システムのURL 部経理課契約班 電話043(211)8589 262 - 8512千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理
- ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-
- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年1月30日から2月15日まで(千葉県の休日に bis. supercals. jp/portalPublic/

関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午

前9時から午後5時まで

- (4)入札書の提出期限 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年3月13日午後5時
- 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年3月13日午後5時
- 令和6年3月14日午前9時 千葉県企業局入札室

(5) 開札の日時及び場所 1 (1) の案件ごとに次のとおりとする。

- 令和6年3月14日午前9時15分 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午前9時30分 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午前10時 令和6年3月14日午前9時45分 千葉県企業局入札室 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午前10時15分 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午前10時30分 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午前10時45分 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午前11時 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午前11時15分 千葉県企業局入札室

令和6年3月14日午前11時30分

千葉県企業局入札室

- 令和6年3月14日午後1時30分 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午後1時45分 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午後2時 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午後2時15分 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午後2時45分 令和6年3月14日午後2時30分 千葉県企業局入札室 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午後3時 千葉県企業局入札室
- 令和6年3月14日午後3時15分 千葉県企業局入札室
- 4
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 (2)入札保証金及び契約保証金 日本語及び日本国通貨

- 入札保証金
- 以下「財務規程」という。)第145条の規定によるものとする 契約保証金 千葉県企業局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。
- (3) 入札者に要求される事項 なければならない。 局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じ 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業
- (4) 入札参加資格の確認

A

- データを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認 この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定する
- (ア) 提出期限 令和6年2月15日午後5時
- (イ) 提出先 3(2) 電子入札システムのURLに同じ。
- イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所 出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札 ることができない。 に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加す において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提
- (ア) 提出期限 令和6年2月15日午後5時
- (イ) 提出場所 3(1)に示す場所
- 5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に 求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反 した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 欭
- (7)落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県企業局長が判断し 限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 た入札者であって、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制
- 8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契 約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであって も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある
- (9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度上水道事業会計予算が令和6年3 月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。 詳細は、入札説明書による

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
- Polyaluminium Chloride 1,915,000 kg

- Sodium Hydroxide (45%) 1,000,700 kg
- Sodium Hypochlorite 1, 138, 290
- Granular Activated Carbon 114 m³
- Sulfuric Acid(75%) 564,000 kg
- Polyaluminium Chloride 4,982,000 kg
- Sodium Hydroxide (45%) 908,000 kg
- Sodium Hydroxide (25%) 607,000 kg
- Sulfuric Acid(45%) 930,000 kg
- Sulfuric Acid(95%) 766,000 kg
- Petroleum Pitch-based Bead-shaped Activated Carbon 203,700 kg
- Sodium Hypochlorite 3,606,800 kg
- Powdered Activated Carbon(50%wet) 1,836,000
- High basicity Polyaluminium Chloride 1,420,870 kg
- Sodium Hydroxide (45%) 584, 220 kg
- Sodium Hypochlorite 720,500 kg
- Sulfuric Acid(75%) 742,500 kg
- Granular Activated Carbon 310 m
- Powdered Activated Carbon(dry) 177,700 kg
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 13 March, 2024
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する

令和6年1月30日

千葉県がんセンター病院長 藤 Щ H 郑

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 千葉県がんセンター感染性廃棄物処理業務 - 共
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3)履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4)履行場所
- 千葉市中央区仁戸名町666番地2 千葉県がんセンター
- (5) 入札方法 端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費 セントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パー

令和6年1

月 30 日

- た契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6) 電子入札の利用 難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級 に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入 札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- 4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止 暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。 等基準 (昭和57年12月1日制定) に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証 (ICカード)を取得していること。
- (6) (1) から(5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件 や満たす者であること。
- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 管理課 電話043(264)5431 260-8717 千葉市中央区仁戸名町666番地2 千葉県がんセンター事務局
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム bis. supercals. jp/portalPublic/ https://www.chiba-ep-
- (3) 入札説明書の交付期間 関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休 日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで 令和6年1月30日から2月13日まで(千葉県の休日に
- (4) 入札書の提出期限
- 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年3月13日午後4時 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年3月13日午後4時
- (5) 開札の日時及び場所 令和6年3月14日午前9時 千葉県がんセンター4階大会
- 低入札価格調査制度及び調査基準価格
- (1) この入札は、別に定める「病院局委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施
- (2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(当該金額に1円未 満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てるものとする。 とする
- 低入札価格調査

വ

最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回

- (4)低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含ま を提出しない者のした入札は、無効とする。 れる場合にあっては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から 指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類
- (5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履 の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した 行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格
- (6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する
- (7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査 を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 号。以下「財務規程」という。)第135条の規定によるものとする。 入札保証金 千葉県病院局財務規程(平成16年千葉県病院局管理規程第22
- 契約保証金 財務規程第126条の規定によるものとする
- (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県がん センター病院長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、 それに応じなければならない。
- (4) 入札参加資格の確認
- を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認 データを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定する
- (ア) 提出期限 令和6年2月13日午後4時
- 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ
- この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1)に示す場所 こおいて別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提

- ることができない。 に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加す 出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。 なお、人札
- (ア) 提出期限 令和6年2月13日午後4時
- (人) 提出場所 3 (1) に示す場所
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に した入札書は、無効とする。 求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反
- (6) 契約書の作成の要否
- (7) 落札者の決定方法 この公告に示した委託業務を履行できると千葉県がんセンター た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とす 病院長が判断した入札者であって、財務規程第140条第1項の規定により作成され
- (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契 約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであって も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある
- (9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和6年度病院事業会計予算が令和6年3月

31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。

- (10) その他 詳細は、入札説明書による。

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Chiba Cancer Center Infectious waste treatment Service (1set)
- (2) Time limit for tender: 4:00 P.M., 13 March, 2024
- (3) Contact point for the Nitona-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8717 Japan TEL 043-264notice: Secretariat, Chiba Cancer Center, 666-2

発

千

購読料

本号(別冊を含む。)